

黒潮町産業振興推進事業費補助金交付要綱

平成24年5月8日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この告示は、黒潮町補助金等交付規則（平成18年黒潮町規則第46号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、黒潮町産業振興推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 町は、黒潮町における産業の推進を効果的に実行するため、商品の企画及び開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組み、観光資源をいかした交流人口の拡大の取組み等を総合的に支援することを目的として、第5条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率及び補助限度額)

第3条 補助率は、10分の8とする。

2 申請1回当たりの補助限度額は、50万円とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 地域資源を活用し商品化する事業
- (2) 費用対効果が事業実施の翌年度から5年以内に5%以上となる事業
- (3) 販売を目的とする継続可能な事業
- (4) 町単独の補助金等を受けていない事業（補助等の内容により協議可能とする）
- (5) 他の法律、条例等に抵触しない事業
- (6) 年度内に実績報告を提出できる事業

(補助事業者)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。ただし、町税等に滞納のない事業者、宗

教若しくは政治を目的とする事業者、設立趣旨、活動内容等が補助の対象として不適当と認められる団体又は別表第1に掲げるいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 公益の目的で活動している組織、団体、法人
 - (2) 企業団体及び個人事業者
 - (3) 共同体、協議会、グループ等の任意団体
 - (4) その他地域の産業創出、雇用創造などを目的とする団体及び個人
- (補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、第4条に掲げる補助対象事業に係る経費のうち、別表第2に定める項目のとおりとし、当該項目にない経費については、黒潮町中小企業者等経営支援会議設置要綱（平成29年黒潮町告示第37号）により設置された黒潮町中小企業者等経営支援会議（以下「支援会議」という。）で審査するものとする。

(補助金額の確定)

第7条 補助金額は、別表第2に定める対象経費の項目ごとに算出し、合計した額の千円未満を切り捨てた額とする。ただし、当該項目にない経費の補助金額は、支援会議で協議し決定するものとする。

(事業計画書)

第8条 補助事業者は、次に掲げる項目を満たした事業計画書及び町税等滞納調査に関する同意書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業名
- (2) 事業実施主体
- (3) 事業実施場所
- (4) 事業予定期間
- (5) 事業内容
- (6) 事業により見込まれる効果
- (7) 収支予算
- (8) その他必要な事項

(事業の採択等)

第9条 支援会議は、町長からの依頼により別に定める採択基準により、補助事業者の審査を行う。

2 支援会議は、審査の結果を速やかに町長に報告するとともに、事業の適否を通知するものとする。

(事業の検証)

第10条 支援会議は、規則に基づいて提出された実績報告書により事業の検証を行い、結果を住民に公表する。

(経営指導等)

第11条 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から5年間は支援会議による経営指導を受けなければならない。ただし、補助事業者が希望すれば6年目以降も経営指導を継続して受けることができる。

2 町長は、必要に応じ補助事業者に対し報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別表第1（第5条関係）

- (1) 暴力団（黒潮町暴力団排除条例（平成22年黒潮町条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第2（第6条、第7条関係）

項目	内容
報償費	外部からの講師等の謝礼、専門的技能を有する協力者への謝金等
旅費	講師等の交通費、宿泊費（町の基準に従う）
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費
燃料費	作業等に必要な機材、車両等の燃料費
通信運搬費	事業の実施、連絡等に要する郵便費等の通信費
役務費	サービス提供等
保険料	事業の実施に係る保険料
使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料、車両、機械等の借上料
原材料費	事業に直接要する原材料費
備品購入費	事業の生産性向上に寄与する機器類や新分野の事業の実施に必要な機器類等。ただし、汎用性のある備品類（パソコンやプリンター等）は除く。

別記様式（第8条関係）

町税等滞納調査に関する同意書

私は、黒潮町産業振興推進事業費補助金の実施計画書の提出にあたり、黒潮町産業振興推進事業費補助金交付要綱第5条に規定する町税等を滞納していないことを確認するため、私及び私が代表者である法人の町税等の納付状況を調査することに同意します。

同意する町税等の種類		
法人住民税（町民税）	後期高齢者医療保険料 （75歳以上確認）	光ネットワークサービス
町民税	介護保険料 （65歳以上確認）	宮川奨学資金償還金
固定資産税	水道料	学校給食費
軽自動車税	保育料	住宅新築資金等償還金
国民健康保険税	住宅使用料	（ ）

年 月 日

黒潮町長 様

事業者住所

事業者名

Ⓜ

代表者住所

代表者氏名

Ⓜ